平成25年	5　月	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6　月	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7　月	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8　月	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9　月	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10　月	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11　月	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12　月	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成26年	1　月	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2　月	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3　月	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第三十（第七条第一項関係）〔１年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成25年４月
前　納　額	176,700円

別表第三十一（第七条第一項関係）〔６月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成25年４月及び平成25年10月
前　納　額	89,210円

別表第三十二（第七条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成25年	
			4　月	10　月
平成25年	5　月	昭和28年５月２日から昭和28年６月１日までに生まれた者	円 14,990	円 —
	6　月	昭和28年６月２日から昭和28年７月１日までに生まれた者	29,930	—
	7　月	昭和28年７月２日から昭和28年８月１日までに生まれた者	44,830	—
	8　月	昭和28年８月２日から昭和28年９月１日までに生まれた者	59,670	—
	9　月	昭和28年９月２日から昭和28年10月１日までに生まれた者	74,470	—
	10　月	昭和28年10月２日から昭和28年11月１日までに生まれた者	89,210	—
	11　月	昭和28年11月２日から昭和28年12月１日までに生まれた者	103,910	14,990
	12　月	昭和28年12月２日から昭和29年１月１日までに生まれた者	118,570	29,930
平成26年	1　月	昭和29年１月２日から昭和29年２月１日までに生まれた者	133,170	44,830
	2　月	昭和29年２月２日から昭和29年３月１日までに生まれた者	147,730	59,670
	3　月	昭和29年３月２日から昭和29年４月１日までに生まれた者	162,240	74,470

別表第三十三（第七条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第１号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法附則第５条第６項第１号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成25年	
			4　月	10　月
平成25年	5　月	昭和23年５月２日から昭和23年６月１日までに生まれた者	円 14,990	円 —
	6　月	昭和23年６月２日から昭和23年７月１日までに生まれた者	29,930	—
	7　月	昭和23年７月２日から昭和23年８月１日までに生まれた者	44,830	—
	8　月	昭和23年８月２日から昭和23年９月１日までに生まれた者	59,670	—
	9　月	昭和23年９月２日から昭和23年10月１日までに生まれた者	74,470	—
	10　月	昭和23年10月２日から昭和23年11月１日までに生まれた者	89,210	—
	11　月	昭和23年11月２日から昭和23年12月１日までに生まれた者	103,910	14,990
	12　月	昭和23年12月２日から昭和24年１月１日までに生まれた者	118,570	29,930
平成26年	1　月	昭和24年１月２日から昭和24年２月１日までに生まれた者	133,170	44,830
	2　月	昭和24年２月２日から昭和24年３月１日までに生まれた者	147,730	59,670
	3　月	昭和24年３月２日から昭和24年４月１日までに生まれた者	162,240	74,470

別表第三十四（第七条第二項関係）〔平成26年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月	
		平成25年	
		4　月	10　月
平成	5　月	円 14,990	円 —
	6　月	29,930	—
	7　月	44,830	—
	8　月	59,670	—